


山武市入札公告

条件付き一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月14日

山武市長 松下 浩 明 

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件名称 公園等トイレ浄化槽維持管理業務委託（長期継続契約）
- (2) 業務等の場所 山武市松尾町大堤101番地3 松尾駅前公園外3公園等
- (3) 履行期間（期限） 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで（36ヶ月）
- (4) 調達案件の概要 公園等の浄化槽保守点検等及び汚泥引抜
- (5) 予定価格 4,120,050円（消費税及び地方消費税を含まない。）

（内訳）

| | | | |
|-------|--------------------------|-------|-----------|
| 令和5年度 | 914,630円 | | |
| （汚泥引抜 | 742,430円（10kgあたり130円）、 | 保守点検等 | 172,200円） |
| 令和6年度 | 1,373,350円 | | |
| （汚泥引抜 | 1,028,950円（10kgあたり130円）、 | 保守点検等 | 344,400円） |
| 令和7年度 | 1,373,350円 | | |
| （汚泥引抜 | 1,028,950円（10kgあたり130円）、 | 保守点検等 | 344,400円） |
| 令和8年度 | 458,720円 | | |
| （汚泥引抜 | 286,520円（10kgあたり130円）、 | 保守点検等 | 172,200円） |

- (6) 最低制限価格 設定なし

2 入札方式

条件付き一般競争入札（電子入札）

3 入札参加者の資格要件

- (1) 名簿の登載部門 委託
- (2) 営業種目等 大分類：建物管理・清掃 中分類：浄化槽点検、中分類：浄化槽清掃
※中分類は、両方登録していること。
- (3) 地域要件 市内、準市内、山武郡市内、県内
- (4) 法令による許可等 以下のすべての許可等を受けている者
 - ア 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年千葉県条例第19号）第3条の規定による登録を受けている者
 - イ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条の規定による浄化槽清掃業の許可を山武郡市広域行政組合管理者から受けている者（再委託を予定している場合は、再委託予定業者が許可を受けている者）
- (5) 配置する技術者 開札日において3か月以上直接的かつ恒常的雇用関係にある浄化槽

法第45条第1項に規定する浄化槽管理士免状の交付を受けている者

4 申請書の提出等

- (1) 申請期間 令和5年7月14日（金）午前9時から令和5年7月24日（月）午後4時まで
- (2) 提出する書類 条件付き一般競争入札に係る応募調書（物品・委託用）
- (3) 事前確認の結果通知期限 令和5年7月27日（木）午後5時まで

5 設計図書の縦覧等

- (1) 縦覧場所 ちば電子調達システム内入札情報サービス（物品・委託）に掲載する。
- (2) 質問方法 質問がある場合は、山武市ホームページに掲載する質問書に質問内容を記載し、令和5年7月21日（金）午後4時までに、財政課へ電子メールにより提出すること。
なお、件名は「【入札・質問書】調達案件名称」とし、提出した者は、必ず到着確認の電話をすること。
- (3) 回答方法 質問書の提出があった場合は、令和5年7月27日（木）までに、質問回答書をちば電子調達システム内入札情報サービス（物品・委託）に掲載する。

6 入札

- (1) 入札期間 令和5年7月28日（金）午前9時から令和5年7月31日（月）午後4時まで
- (2) 入札時の入札金額内訳書の提出 必要（別紙様式）
- (3) その他
 - ア 電子入札システムに入力する金額は、入札金額内訳書の入札金額(A)とする。
 - イ 汚泥引抜10kgあたりの単価、保守点検等それぞれに予定価格が設定されていることからいずれか1つでも予定価格を超えている場合は、当該入札は無効となるので、留意すること。
 - ウ 電子入札システムに入力した金額と入札金額内訳書に記載した金額が一致しない場合は、当該入札は無効となるので、留意すること。
 - エ 汚泥引抜10kgあたりの単価は、整数とする。

7 開札の日時及び場所等

- (1) 開札日時 令和5年8月1日（火）午後1時40分から
- (2) 開札場所 山武市役所 第8会議室
- (3) 開札の立会い 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。代理人をして立ち合わせようとするときは、立会委任状を持参させなければならない。

8 落札候補者が提出する書類

落札候補者は、電子入札システムから発行される事後審査資料提出依頼通知書に記載された期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 使用印鑑届兼委任状の写し（年間委任している場合）
- ウ 関連業者調書（関連業者がある場合）
- エ 千葉県知事が発行する浄化槽保守点検業者の登録（更新）通知の写し
- オ 山武郡市広域行政組合管理者が発行する浄化槽清掃業・一般廃棄物処理業許可証の写し
- カ 配置する技術者の資格を確認できる書類の写し
- キ 配置する技術者の雇用関係を確認できる書類の写し（社会保険の健康保険証（記号・番

号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）又は雇用保険等

9 代金の支払方法

保守点検等 通常払

汚泥引抜 通常払（実施ごと）

10 その他

この公告に定めるもののほか、入札に関する共通事項については、「条件付き一般競争入札（電子入札）の実施に係る共通事項について」（令和5年4月6日公告）によるので、入札参加者は熟読すること。

11 問い合わせ先

山武市 総務部 財政課 契約検査係

（電話：0475-80-1122、E-mail：zaisei@city.sammu.lg.jp）

入札金額内訳書

| | | |
|-----|----------------------|--|
| 入札者 | 住所 | |
| | 商号又は名称 | |
| | 代表者職氏名又は 年間代理人職氏名 | |

※電子入札システムに添付する場合は押印不要

| | |
|--------|---------------------------|
| 調達案件名称 | 公園等トイレ浄化槽維持管理業務委託（長期継続契約） |
| 提出日 | 年 月 日 |
| 入札金額 | 円(税抜) |

内訳

※いずれも消費税抜き

| | 単価 | 単位 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | | 合計金額 | 備考 |
|-----------------------|----|------|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|------|---------|
| | | | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | | |
| 1. 汚泥引抜 | | 10kg | 5,711 | | 7,915 | | 7,915 | | 2,204 | | | 予定数量 |
| 1.の小計【①】 | | | | | | | | | | | | |
| 2. 保守点検等 | | | | | | | | | | | | |
| (1) 松尾駅前公園(合併96人槽) | | | | | | | | | | | | |
| 保守点検 | | 回 | 6 | | 12 | | 12 | | 6 | | | |
| 消毒薬品 | | kg | 19 | | 38 | | 38 | | 19 | | | |
| 水質検査 | | 回 | 1 | | 2 | | 2 | | 1 | | | |
| (2) 成東駅前トイレ他(合併63人槽) | | | | | | | | | | | | |
| 保守点検 | | 回 | 6 | | 12 | | 12 | | 6 | | | |
| 消毒薬品 | | kg | 19 | | 38 | | 38 | | 19 | | | |
| 水質検査 | | 回 | 1 | | 2 | | 2 | | 1 | | | |
| (3) 伊藤左千夫記念公園(単独50人槽) | | | | | | | | | | | | |
| 保守点検 | | 回 | 2 | | 4 | | 4 | | 2 | | | |
| (4) 成東城跡公園(単独50人槽) | | | | | | | | | | | | |
| 保守点検 | | 回 | 2 | | 4 | | 4 | | 2 | | | |
| 2.の小計【②】 | | | | | | | | | | | | |
| 合計(①+②) | | | | | | | | | | | | 入札金額(A) |

(注意事項)

- ・電子入札システムに入力する金額は、入札金額内訳書の入札金額(A)とする。
- ・汚泥引抜10kgあたりの単価、保守点検等それぞれに予定価格が設定されていることからいずれか1つでも予定価格を超えている場合は、当該入札は無効となるので、留意すること。
- ・電子入札システムに入力した金額と入札金額内訳書に記載した金額が一致しない場合は、当該入札は無効となるので、留意すること。
- ・汚泥引抜10kgあたりの単価は、整数とする。